

相談業務について

相談業務については、次の通り、実施しています。

★各県の消費者センターからの相談 ⇒ 13件（昨年度実績）

※相談者：（各県で、複数の場合を含む。）

- ◎茨城県消費生活センター
- ◎滋賀県消費生活センター
- ◎埼玉県消費生活センター
- ◎栃木県消費生活センター
- ◎東京都練馬区消費生活センター
- ◎愛知県消費生活センター
- ◎埼玉県浦和市消費生活センター
- ◎新潟県消費生活センター
- ◎埼玉県草加市消費生活センター

相談内容の例：

問 ⇒ 眼鏡レンズの「コーティング」が剥離した。

メーカーは、「熱を受けたことが原因」と言っているものの、消費者本人は、「熱を加えた記憶は無い。」と言っているが、どうだろうか？

回答 ⇒ 眼鏡レンズのコーティング層の剥離は、熱ばかりが発生原因ではない。

例えば、汚れたレンズを拭き上げるときに、細かい砂ぼこりや塵・等により、レンズ表面に傷が入り、この傷に水分が侵入し、徐々にコーティング膜が剥離することや、レンズに対するフレームからの圧縮応力があり、この圧縮応力に対し、可塑剤・等が要因で、クレージングクラック（＝微細ひび割れ）が発生し、この部分に水分が侵入して、コーティング膜が剥離すること・等が考えられる。

★各種試験に関する相談 ⇒ 960件（昨年度実績）

※相談者：眼鏡関係事業者・他

相談内容の例：

問 ⇒ 「サングラス」のCEマーキング試験は可能か？

回答 ⇒ 可能である。

ただし、「フレームの材質」によっては、「費用と時間が必要」となるため、注意を要する。例えば、「フレームの材質」が「金属」である場合、「ニッケル溶出試験」が必要となり、サンプル数にもよるが、「少なくとも、三週間程度が必要」である。

問 ⇒ 家庭用品品質表示法に定められた「サングラス」「偏光サングラス」又は「ファッション用グラス」の分類試験は可能か？

回答 ⇒ 可能である。

ただし、全ての表示項目を実施すれば、費用が高額となるため、例えば、「レンズやフレームの材質」については、メーカーに確認の上、その結果を元に表示することを推奨する。

また、「表示方法」については、「表示例の書面」を提示頂ければ、当財団で無料検証し、正しく記載されているか、否か、を確認し、回答する。

★試験方法に関する相談 ⇒ 517件（昨年度実績）

※相談者：（対象者の限定は無い。）

相談内容の例：

◎「家庭用品品質表示法」の表示方法について

問 ⇒ 『「偏光サングラス」の基準は満たしていないため、「ファッション用グラス（偏光レンズ）」』と表示したいが、法律上の問題は無いか？

回答 ⇒ 「家庭用品品質表示法」に定められた品名は、「サングラス」「偏光サングラス」又は「ファッション用グラス」の何れかで、この「三つの品名以外を使用する。」と、「法律違反」となる。

従って、ご指摘の「ファッション用グラス（偏光レンズ）」は、「（ ）書き」を削除し、「ファッション用グラス」のみの名称で販売はできるが、「ファッション用グラス（偏光レンズ）」では、販売することはできないため、注意が必要である。

なお、例えば、「品名：ファッション用グラス」とし、『この商品のレンズには、「偏光レンズ」を使用しています。』と、「使用上の注意」項目・等に記載しても、問題は無い。

ただし、例えば、「レンズの材質：プラスチック（コーティング、偏光レンズ）」等と記載することは、法律に定められた項目以外となり、「法律違反」となるため、注意が必要である。

また、「法律に定められた項目」とは、「レンズを強化したもの又はレンズの表面をコーティングしたもの」に限定されることから、これら以外の表示はできない。

問 ⇒ 「紫外線透過率」の表示は、例えば、「実測値＝0.00%」の場合、「紫外線透過率：0.00以下」と表示することが正しいのか、教えて欲しい。

回答 ⇒ 「家庭用品品質表示」に定められた「紫外線透過率の表示方法」は、「実測値を表示する。」と、定められている。

従って、ご指摘の「紫外線透過率：0.00%」と表示することは可能だが、「販売する全ての商品が表示値と整合しなければならない。」ため、「販売する全ての商品の実測が可能」であれば、問題は無い。

なお、「全ての商品の実測が不可能な場合」には、例えば、製造メーカーが、「当社の商品は、全ての商品が0.00%以下だ。」と回答すれば、「製造メーカーにデータを提出」させ、製造メーカーと、「納入された商品に、提出されたデータを超過する商品が混入していた場合には、納入された全ての商品を返品し、当社は、貴社に損害賠償金を請求する。」旨の「契約書」を交わすことを推奨する。

ただし、『一部の事業者が、消費者庁に問い合わせた時、「実測値が0.00%の時には、0.01%と表示して欲しい。」との回答だった。』ため、疑問を感じた場合には、消費者庁に問い合わせて欲しい。

以上